

『ここからはじめる国際法』訂正

2022.11 有斐閣

本書につきまして、誤りがありました。お詫び申し上げます。
正しくは、以下のとおりです。

2 ページ

【誤】

1-1 国益の調整

Ever Given の事故には、①スエズ運河に主権を持つエジプト、②Ever Given の国籍国（旗国）であるパナマ、③同船の所有者（船主）と定期傭船者の国籍国である日本、④同船の船舶管理（配乗と艀装）を受任している企業の国籍「国」である台湾、⑤25名の船員全員の国籍国であるインド、⑥海運の停滞で損害を受けた国等が関係している。これらの国の^{national interest}国益を調整するためにはいわば共通言語が必要であり、それが国際法である。

【正】

1-1 国益の調整

Ever Given の事故には、①スエズ運河に主権を持つエジプト、②同船の国籍国（旗国）であるパナマ、③同船の所有者（船主）の国籍国である日本、④同船を定期傭船している企業の国籍「国」である台湾、⑤同船の船舶管理を受任している企業の国籍国であるマレーシア、⑥船員25名全員の国籍国であるインド、⑦海運の停滞で損害を受けた国等が関係している。各国の^{national interest}国益を調整するためにはいわば共通言語が必要であり、それが国際法である。